

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|--|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923） |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 石綿排出等作業等の計画変更命令 |
| 概要 | 石綿排出等作業又は石綿濃度の測定計画の届出があった場合、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出に係る事項の変更を命令することができる。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の9、第111条第4項第16号 |
| 処分基準 | 大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の7第1項の規定による届出又は第40条の8第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、これらの届出に係る石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるとき又は敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるとき |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html |
| 備考 | |